

税金の申告を忘れずにしてください

平成28年度分市民税・県民税申告書と手引きを2月上旬に発送します

市民税・県民税申告書の発送については市民税課(☎51・2200)、平成27年分確定申告書については豊橋税務署(☎52・6201)にお問い合わせください。

年金受給者の確定申告不要制度に伴う

市民税・県民税の申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告を行う必要はありませんが、次のいずれかに該当するときは、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①収入が公的年金等のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など以外の各種控除(生命保険料や医療費など)の適用を受けたい
- ②公的年金等以外の所得がある

※年金から源泉徴収されていた所得税額および復興特別所得税額を生

命保険料控除や医療費控除などにより還付を受けるためには、確定申告が必要です

問い合わせ 確定申告について／豊橋税務署(☎52・6201)、市民税・県民税について／市役所市民税課(☎51・2200)

固定資産税の申告について

申告期限 2月1日(月) ところ 市役所資産税課(東館2階)

■償却資産の申告

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械および装置、工具・器具および備品など減価償却の対象となる資産です。これらの資産を所有している方は、平成28年1月1日現在の所有状況を申告してください。

問い合わせ 資産税課(☎51・2226)

■住宅用地の申告

土地の固定資産税と都市計画税は、土地利用の現況が住宅用の場合、税額が軽減されます。建物の新築・増改築などにより土地の利用を変更した場合、申告(変更)が必要です。

対象 平成27年1月2日〜平成28年1月1日に所有する土地で次のいずれかに該当し、申告書を提出していない方①居住用家屋を新築または増改築した②居住用家屋のすべて、また

は一部取り壊した③家屋の用途を変更した例／倉庫から居住用住宅へ④新たに住宅用地として利用を開始または住宅用地以外に利用を変更した

問い合わせ 資産税課(☎51・2215)

個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収を実施していない事業主の方へ

東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)は、個人住民税特別徴収未実施事業所を対象に、平成28年度課税(平成28年6月〜平成29年5月)での特別徴収を徹底することになりました。豊橋市では、該当する事業所に11月10日付けで特別徴収義務者予告通知をお送りしています。

は、原則、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収することになります

■特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収税額を通知します。その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに従業員の住所地の市町村へ納めていただきます。税額の計算や年末調整をする必要はありません。

■納期の特例

従業員が常時10人未満の特別徴収義務者は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。

問い合わせ 市民税課(☎51・2200)

※個人住民税の特別徴収とは、給与支払者(事業主)が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を徴収し、納税義務者である従業員に代わって納税する制度です。地方税法第321条の4、市税条例第29条の5・30条の規定により、給与支払者(事業主)

豊橋税務署からのお知らせ

問い合わせ 豊橋税務署(☎52・6201)

※自動音声案内「2」(個人課税部門)

平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告についての相談会を開催します。

とき 2月1日(月)～15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～正午、午後1時～5時※申告書の作成には時間を要するため、午後4時までにお越しください **ところ**

豊橋税務署(大國町) **対象** ①年金受給者で還付申告をする方②給与所得者で金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得した方 **必要書類** ①の「公的年金等の源泉徴収票(原本)」②の「給与所得の源泉徴収票(原本)」、住民票の写し、家屋の登記事項証明書、家屋の売買契約書または請負契約書の写し、国または地方公共団体から受ける補助金などの額を明らかにする書類、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(敷地についても控除を受ける場合は、別途土地の登記事項証明書および売買契約書の写し)、認定長期優良住宅を新築または取得

した方は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書(写しも可)または認定長期優良住宅建築証明書①②共通各種控除の証明書・領収書(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など、小規模企業共済等掛金控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費の領収書、寄附金の受領証など※年末調整などですでに控除されているものを除く)、印鑑、本人名義の預貯金通帳(口座番号の分かるもの)

おうちで作成
ネットで申告



三遠南信サミット2016 in 東三河

問い合わせ 三遠南信地域連携ビジョン推進会議(SEN+)事務局(☎053・457・2242)、豊橋市役所政策企画課(☎51・3152)

三遠南信地域の連携を深めるため、東三河・遠州・南信州地域の住民、大学・研究機関経済界および行政が一堂に会し、「県境連携の蓄積を活かした三遠南信地域の創生」ともに生きる未来を目指して」をテーマにサミット(下表)を開催します。

とき 2月15日(月) **ところ** 穂の国とよはし芸術劇場 プラット(西小田原町)ほか **入場料** 無料 **その他** 詳細はホームページ(<http://www.senavision.jp/>)参照 **申し込み** 不要



情報ピックアップ

■三遠南信サミット2016 in 東三河

時間	内容	テーマなど/講師※敬称略
午前10時～正午	住民セッション	三遠南信地域の連携に関する住民団体の活動報告など
午後1時～2時50分	サミット全体会	基調講演「これからの地方創生について(仮)」/諸戸修二(内閣府地方創生推進室次長)、「神山プロジェクト 創造的過疎から考える地方創生」/大南信也(NPO法人グリーンバレー理事長)ほか
午後3時30分～5時20分	「道」分科会	新しい人の流れを支える広域幹線道路ネットワークづくり
	「技」分科会	地域の産業集積を活かした新たな雇用の創出
	「風土」分科会	広域連携による歴史・文化・自然資源などの地域資源の新たな価値創造
午後6時～6時30分	「山・住」分科会	安心して住まうことの出来る持続可能な地域づくり
	報告会	各分科会の報告およびサミット宣言